

自治大学校研修生派遣助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人山口県市町村振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の職員を研修生として自治大学校へ派遣したときは、派遣した市町に対し、研修に係る経費の一部を助成する。

(助成金の額)

第2条 前条の助成金額は、納入金、交友会費の合計額に、2分の1を乗じた額とする。

(交付申請手続等)

第3条 助成金の交付を受けようとする市町は、助成金交付申請書（別記様式）に研修生の卒業証書の写しを添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の額を決定、確定し、その旨を申請のあった市町に通知するものとする。

3

理事長は、助成金の額を確定したときは、速やかに、市町に助成金を交付するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人山口県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。